

野田市告示第84号

野田市福祉タクシーの利用に関する規則（昭和55年野田市規則第8号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和5年4月1日から施行する。

- 1 福祉タクシー利用申請書
- 2 福祉タクシー利用資格者証
- 3 福祉タクシー運賃助成券
- 4 福祉タクシー利用状況報告書

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

福祉タクシー利用申請書

年 月 日

(宛先) 野田市長

申請者 住所
氏名

福祉タクシーを利用したいので、次のとおり申請します。

利用資格者の氏名		生年月日	年	月	日
利用資格者の住所		電話番号			
認定番号	第	号	交付枚数	※	枚
主たる利用目的					
助成金の振込先	銀行	普通	名義		
	支店	当座	口座番号		

※印欄は記入しないでください。

福祉タクシー利用資格者証

第 号

利用資格者氏名

利用資格者住所

認定番号

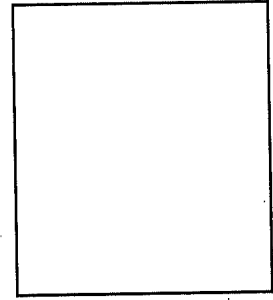
電話番号

発行年月日

年 月 日

野田市長

印



(表)

第 号

福祉タクシー運賃助成券

利用者記入欄	氏名	
	住所	
	利用目的	

発行年月日 年 月 日

発行者 野田市長 ⑩

乗務員記入欄	乗車年月日	
	乗車区間	
	運賃	
	乗務員氏名	
	事業所名	

市記入

運賃助成金	運賃	円	1/2	円
-------	----	---	-----	---

(裏)

◎利用者の皆様へ

- この運賃助成券は、福祉タクシー利用助成用の乗車券です。
- この乗車券は1枚につき1回の利用ができます。
- この乗車券でタクシー運賃の1/2に相当する額が助成されます。
- 助成額に10円未満の端数を生じた場合は、10円に切り上げ、助成額が1,000円を超えた場合は1,000円を限度とします。
- 助成金の支払は1月ごとに金融機関の口座に振込まれますので、タクシー運賃は全額お支払いください。
- 表の利用者記入欄は速やかにご記入ください。
- この乗車券は紛失すると再発行できませんので、大切に保存してください。
- この乗車券は、他人に譲渡できません。

年 月 日

(宛先) 野田市長

事業所名

福祉タクシー利用状況報告書

福祉タクシーの利用状況について下記のとおり報告します。

記

1 利用期間

年 月分

2 運賃助成券

枚